

転校が分かりましたら学校に早めにお知らせ下さい。

市外転出用

転校される保護者の皆さまへ

奈良市立京西中学校

下記の順序により転校の手続きをお願いします。



- ① 奈良市役所の市民課【中央棟1階】で住所の異動手続きをします。

「転出証明書」が発行されます。

※ 最寄の東部・西部・北部出張所、月ヶ瀬・都祁行政センターでもかまいません。

その場合は②の手続きが同時にできます。



- ② ①で発行された「転出証明書」を持って、市役所内の奈良市教育委員会教育総務課（北棟3階）で転出手続きをします。「転学通知書」が発行されます。



- ③ ②で発行された「転学通知書」を持って、京西中学校の職員室へお越しください。

下記の転出書類をお渡しします。

「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。（この2つの書類は転校先の学校へ提出していただく書類です。）



- ④ ①で発行された「転出証明書」を持って、転出先の市役所（または役場）の担当課で住所の転入手続きをします。

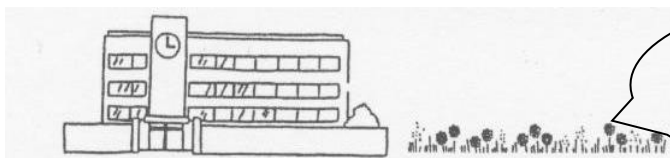


- ⑤ ④の転入手続きが終わると③で発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を転入の市役所（または役場）の教育委員会へ持参し、転校の手続きをします。

「就学通知書」が発行されます。（ここで転校する学校が指定されます。）



- ⑥ ⑤で発行された「就学通知書」と「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って指定された学校の職員室（または事務室）へ行って転校手続きをしてください。



転校手続きは1ヶ月前から可能です。
証明書等発行には少し時間がかかりますので、出来るだけ早い時期にお願いします。

転出による転校のお問合せ先

奈良市教育委員会事務局 教育総務課

（奈良市二条大路南一丁目1番1号）

TEL 0742-34-5297（ダイヤルイン）